

被相続人

農業相続人

通常価額
(第11表の付表1の価額)

① 特例農地等の通常価額 (上記④の金額)	② 特例農地等の農業投資 価格による 価額 (上記⑤の金額)	③ 農業投資価格超過額 (①－②)	④ 通常価額により計算し た 取得財産の 価額 (その農業相続人の第11表③+第11の2表⑧)	⑤ 農業投資価格により 計算した取得財産の 価額 (④－③)
円	円	円	円	円

第12表(令6.7)

(資 4 - 20 - 13 - A 4 統一)